

## 第26回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R3.3.5) 結果

### 1 市主催事業等の取扱い

下記の取扱いを継続する。

市が主催するイベント、行事（審議会などの会議を含む。）については、原則、中止又は延期する。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、感染拡大防止策を十分に講じたうえで実施する。

※ 指定管理者に対しては市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

### 2 市施設の取扱い

#### (1) 屋内施設の休館

期間	令和3年1月8日（金）から 令和3年3月21日（日）まで【延長】
取扱い	原則として休館とする。 ただし、市民活動への影響を考慮し、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合は除くこととする。この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう、引き続き強く要請する。 ※ 3月21日（日）までの新規予約停止。 ※ 既に予約が入っている場合であっても、原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可（午後8時で閉館）とする。なお、申し出により、午後8時までの利用を希望する場合は、使用料の減額等を行わないことを条件に利用を許可する。

#### (2) 屋外施設の閉館時間繰り上げ

期間	令和3年1月8日（金）から 令和3年3月21日（日）まで【延長】
取扱い	閉館時間を午後8時とする。 ※ 既に予約が入っている場合であっても、原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可（午後8時で閉館）とする。なお、申し出により、午後8時までの利用を希望する場合は、使用料の減額等を行わないことを条件に利用を許可する。

### 3 その他

外出自粛・営業時間の短縮・催物（イベント等）の開催制限等についても、埼玉県の緊急事態措置等の内容を踏まえた対応をすることとする。